

(意見書案第 12 号)

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、「30 人以下学級」
など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度である。この制度における国の負担率が平成 18 年に 2 分の 1 から 3 分の 1 に変更された。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を 2 分の 1 へと復元することが重要である。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠である。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に 35 人以下学級が実現することとなった。しかし、中学・高校については依然として「検討」とどまっている。

さらに、小学校高学年の教科担任制及び小学校における 35 人学級実現のための教職員定数改善が 5,158 人であるのに対し、自然減や配置の見直しなどにより 6,482 人の減少となっており、教職員増とはなっていない。早急に「30 人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていく必要がある。

令和 4 年 12 月に文部科学省が発表した「就学援助実施状況等調査」では、要保護・準要保護援助率は、全国で 14.28% (7 人に 1 人)、北海道においては全国で 8 番目に高い 18.02% (5 人に 1 人) となっており、依然として厳しい実態にある。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じている。

さらに、奨学金制度を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要がある。

よって、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 2 分の 1 への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30 人以下学級」の実現など、以下の項目について、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう強く要望する。

記

- 1 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とすること。また、少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を 2 分の 1 に復元すること。
- 2 「30 人以下学級」の早期実現に向けて、小学校 1 年生から中学校 3 年生までの学級編制標準を順次改定すること。また、当面、中学・高校への「35 人以下学級」拡大を行うこと。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図ること。
- 3 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うこと。
- 4 就学援助制度・奨学金制度のさらなる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。
- 5 高校授業料無償制度への所得制限撤廃とともに、朝鮮学校の授業料無償化適用除外撤回を実現すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月30日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
内閣府特命担当大臣
(地方創生)

} 宛